最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都革靴製造業最低工賃（平成23年東京労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成26年３月14日　　東京労働局長　伊岐　典子

東京都革靴製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程（下記の工程をすべて行う場合）	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	653円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	576円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,031円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	496円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	555円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	615円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	711円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	891円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	496円

４　効力発生の日　平成26年４月13日

公告

諸事項

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨を当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第１２４４号

川崎市多摩区長尾５丁目12番14―401号

申立人　八島　彰子

本籍宮城県伊具郡丸森町耕野字大場平上35番地、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者　八島　次男

昭和22年11月19日生

届出期間満了日　平成26年４月30日

横浜家庭裁判所川崎支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５号

鹿児島県鹿屋市新栄町17番18号

債務者　株式会社リンクウェア

代表者代表取締役　山川　　潤

１　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後１時30分

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４３６号

大阪市浪速区敷津東２丁目２番８号大阪木津地方卸売市場内

債務者　有限会社ライブ

代表者代表取締役　山本　貴章

１　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２２号

大阪府和泉市小田町１丁目１番７号

債務者　有限会社トロッコ・ハウス

代表者取締役　西岡　秀人

１　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　安達友基子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４６号

大阪府枚方市東香里３丁目29番26号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区桜川４丁目４番12号

債務者　大門運輸株式会社

代表者代表取締役　山本　茂夫

１　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　天野　雄介

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部